

会 議 記 録

会議名称	杉並区青少年問題協議会（平成26年度第1回）
日時	平成26年7月24日（木）10時00分～12時10分
場所	杉並区役所中棟5階 第3・4委員会室
出席者	田中区長
	委員名 阿部委員、亀田委員、川名委員、大木委員、龍前委員、伊藤委員、伊井委員、吉田委員、大竹委員、田谷委員、伴野委員、碓委員、末吉委員、大井委員
	事務局 子ども家庭担当部長、教育委員会事務局次長、子育て支援課長、子ども家庭支援担当課長、児童青少年課長、区民生活部地域課長、済美教育センター所長、生涯学習推進課長、スポーツ振興課長、保健福祉部管理課社会福祉法人指導担当係長
傍聴者数	0名
配付資料等	杉並区青少年問題協議会条例・要綱 杉並区青少年問題協議会委員名簿・幹事名簿 第1回杉並区青少年問題協議会座席表 1 青少年関連事業の概要 2 児童・生徒の健全育成に向けた教育委員会の取組 杉並区教育ビジョン2012推進計画（概要版） 3 杉並区立学校における健全育成上の課題等について 4 「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」について 5 生活困窮者自立支援法に基づく区取組について 参考配付『平成25年度杉並区立児童青少年センター事業報告』 『中学生生徒会サミット いじめをなくすために、自分たちでできることはー』（ちらし）
会議次第	1 開会 2 区長挨拶 3 委員紹介 4 幹事紹介 5 会長の選出・副会長の氏名 6 議題 (1) 青少年関連事業の概要（全体像） (2) 「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」について (3) 生活困窮者自立支援法に基づく区取組について
会議内容	
子育て支援課長	では、まだ1名お見えになっていないのですが、定刻になりましたので、これから平成26年度第1回杉並区青少年問題協議会を開催させていただきます。 私は、この協議会を所管しております子育て支援課長の阿出川と申します。よろしくお願いいたします。 本日は、会長、副会長の選出までの間、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 では、開会にあたりまして、田中区長からご挨拶を申し上げます。

田中区长	<p>おはようございます。平成 26 年度第 1 回杉並区青少年問題協議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、ご多忙の中を、また梅雨明けで大変な猛暑の中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>子どもや若者は社会の活力の原動力であり、その子ども・若者が生き生きと活動する、そうしたことを通して、地域社会全体が活性化していきます。私は 2 期目に入ったばかりですけれども、1 期目の就任以来、そういった目的を実現していくために次世代育成基金を創設したり、子ども・青少年問題に力を入れて取組を進めてきたつもりでございます。</p> <p>そういう中でございますが、昨今、子どもを取り巻く状況というのは大変複雑化しているのではないかと思います。不登校やいじめという学校現場の問題もございますし、また、ひきこもりとか虐待といった問題も日々、新聞の 3 面記事をにぎわすというような状況がございます。</p> <p>こういう問題は、私ども行政もさまざまな取組を進めなければなりません、それだけで解決できるということでもなく、地域社会のあり方、地域の皆さんと一緒に考えていくということが必要だと思っております。</p> <p>そういうことで、この青少年問題協議会の委員を皆様に委嘱をさせていただいているわけでございます。</p> <p>この会議体も、法改正が行われまして自治体の自主的な活動がよりスムーズに進められるようにという趣旨で、これまで会長職は区長である私が務めるということになっていたのですけれども、今後はこの法改正の趣旨を受けまして、委員の皆さんの互選で会長職を選んでいただくことにしました。さらに、より議論が深まるように、公募の委員の方も加えさせていただきました。</p> <p>ぜひ、それぞれのお立場で、さまざまな経験値やご意見等おありと思いますので、今後の施策推進に向け、活発な協議をしていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>今後も、杉並区の青少年の未来のために、ご尽力を賜りますことを心からお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。</p>
子育て支援課長	<p>ありがとうございました。では、引き続きまして、委員の紹介等について、子ども家庭担当部長の徳嵩から進めさせていただきます。</p>
子ども家庭担当部長	<p>改めまして、おはようございます。杉並区の子ども家庭担当部長をしております徳嵩淳一と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>はじめに、委員の皆様のご委嘱状でございますが、本来であればお一人おひとりお渡し申し上げるべきところではありますけれども、時間の関係もありますので、席上へのご配付ということでかえさせていただきますことをご了解を賜りたいと思います。</p> <p>本日は、本年 3 月に区議会で条例改正した後の、新たな青少年問題協議会としての第 1 回目でございます。そうしたこともありますので、委員のご紹介につきまして、これからお名前をお呼び申し上げますので、自己紹介をお願いいたします。</p> <p>まず、名簿の 1 番になりますけれども、防犯協会の阿部委員からよろしくお願い申し上げます。</p>
委員	<p>おはようございます。よろしくお願ひします。前任の会長さんがここへ出席させていただいておりましたが、たまたま体調不良ということで会長を辞任されまして、ことしの 6 月に代行の私が会長に移りました。</p>

	<p>今、防犯協会の会長をさせていただいております。</p> <p>私も、この青少年問題協議会というのは、今から20年ぐらい前にちょっと出たことがあるのです。そういうことで、全然知らないのではございませんので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
委員	<p>皆さん、おはようございます。町会連合会から選出されて参りました。私は、住まいは高円寺でございます。今回初めて参加しますけれども、今後とも、皆さんと一緒に討議していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
委員	<p>おはようございます。商店連合会の副会長をやっております。以前も委員を続けてやっておりましたので、また今年もよろしくお願ひします。</p>
子ども家庭担当部長	<p>続きまして、民生児童委員協議会からの委員でございますけれども、本日は所用のためご欠席でございます。</p> <p>続きまして、杉並区保護司会からお願ひしてございます大木委員でございます。</p>
委員	<p>よろしくお願ひします。会長から委員になってほしいということで参りました。初めてなものですから、内容がわかりかねる部分もありますので、勉強させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>青少年育成委員会会長連合会から伺わせていただきました。前任の会長が大変リーダーシップの大きな方であられましたので、心してお務めできればと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
子ども家庭担当部長	<p>続きまして、区立小学校のPTA連合協議会からの箱根委員でございますが、本日は所用のため欠席でございます。</p> <p>また、次の区立中学校PTA協議会の伊藤委員は遅れて参上いただけるということでございます。後ほどまたご紹介申し上げたいと思ひます。</p> <p>続きまして、青少年委員協議会からお願ひした伊井委員でございます。</p>
委員	<p>おはようございます。この4月から青少年委員協議会の会長となりました。よろしくお願ひいたします。この場は初めてですので、どのような会になるのか少々不安でありますけれども、報道などで、本当に子どもたちのいろいろな心配ごとや悲しいことがありますので、この場で皆様のご意見を拝聴できたらと思っております。よろしくお願ひします。</p>
子ども家庭担当部長	<p>続きまして、スポーツ推進委員の会の渡邊委員でございますが、本日所用のためご欠席でございます。次に、社会教育委員の会議からお願ひした吉田委員でございます。</p>
委員	<p>皆様、おはようございます。社会教育委員の会議より選出されました。現在20歳の大学生から8歳の小学校2年生まで、5人の子どもを持つ現役の保護者でございます。</p> <p>まさにその青少年を抱えている世代でございます。また、社会教育、子ども、大人もみずから学ぶ生涯学習という観点からお話をさせていただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
委員	<p>おはようございます。立正大学から参りました。私は、杉並区とは10年ぐらいのかかわりとなりまして、個人的ですが、私の娘は3年間大学生のときに杉並区の浜田山のアパートで暮らして区民となっておりますので、そういったところでは、杉並区には大変愛着もあり、何とか力をささげたいというふうに思っています。</p> <p>4年前にはNPO法人を東京都内で立上げまして、今世田谷区の事業を受けながら、そして2年前からは、この杉並区でも、子どものための生活塾という、家庭の中で生活が十分に援助できないお子さんを集めて、</p>

	<p>ごはん作りだとか、ボタンつけとか、そういうようなことを子どもたちがみずからできるようにということを取り組んできております。</p> <p>ことしも法人としてはやる予定でおりますので、そういったことも含めて、これから少しでもお役に立てればという思いでおります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>帝京平成大学から参りました。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私は、どちらかという、いろいろ支援を受けた子どもたちや、生活保護家庭のお子さんの支援をしています。ちょうど月曜日に杉並区に住んでいる子どもとヒアリングをしたのですが、すごくショックだったのが、ちょうど 30 代の方だったのですが、「もう私は人生に希望がない」と。「いつ諦めたの」と聞いたときに、「20 代の間に、ちょっとずつちょっとずつ諦めていったんだ」と。「もう私は生きているだけでいいんだ」みたいなことを言われたときに、一緒に泣いてしまいました。「10 代は楽しかった、でも、やっぱり 20 代が苦しかった、30 代は、もう諦めている」と聞いたときに、やはり 10 代後半から 20 代をきちんと支えないと、その子の人生がよかったと言えないのだなと感じながら、「何が私にできますか」と話し合いをしてきました。</p> <p>そんなことを踏まえて、この杉並区の青少年問題協議会の中で、本当に苦しんでいる子たちに何ができるのかを皆さんと考えたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
子ども家庭担当部長	<p>次に、公募でお願いいたしました松野委員でございますが、本日所用のためご欠席ということでございます。</p> <p>それでは、続きまして、同じく公募でお願いした伴野委員でございます。</p>
委員	<p>よろしくお願いいたします。私は、恥ずかしい話この青少年問題協議会というものがあることさえ知らなかったです。</p> <p>ただ、今回一般公募ということで、青少年にかかわることに大変興味を持ちまして応募させていただきました。</p> <p>私は、もう 20 年余りになると思うのですがけれども、小学校の P T A から始まりまして、ずっと子どもたちにかかわる活動をしてまいりました。今も地域の中で子どもとかかわる活動をいたしております。その観点から皆様方のご意見を伺いながら、私の活動にもつなげていきたいなと思っていることと、私は、自分の自負としまして、子どもたちの活動を当事者意識を持ってやってまいりました。周りからの援護、支援も大切なのかもわかりませんが、今の委員さんのお話を聞いていても、今の子どもたちにかかわる大変な多様化の中で、いろいろな問題点というのは、できましたら皆様方と一緒に当事者意識を持って活動していきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>おはようございます。小学校校長会を代表しまして参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>日ごろより、子どもたちの健全育成にご尽力いただきましてありがとうございます。今、子どもと言えども、いろいろな周りの環境で生活が乱れていることがたくさんあります。そのことについて一緒に考え、改善していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>おはようございます。いつも地域の子どもたち、和田だけではなく、杉並区の生徒たちがいろいろご指導いただきましてありがとうございます。</p>

	<p>23 区の中でも、杉並は教育委員会の方々のご尽力をいただきまして、今回も土曜日に生徒会サミットが行われ、各校のリーダーたちである生徒会の子どもたちが中心になって、学校の中でいじめ問題をなくそうとか、不登校生徒をなるべく少なくしようという、居心地いい学校づくりに励んでおります。</p> <p>これも2年目になっておりますけれども、地域の方々のいろいろな後方支援等をいただく中で、今後ともいろいろな形で青少年育成という形でご指導いただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。</p>
子ども家庭担当部長	<p>都立高校からの奈良委員、東京都杉並児童相談所長の園尾委員は、いずれも本日は所用のためご欠席でございます。最後に、警視庁からお願いした大井委員でございます。</p>
委員	<p>杉並警察署生活安全課長でございます。任期2年ということで、3警察署の代表として本日まいりました。</p> <p>警察では、今回代表署という形で出席しておりますので、警察への対応その他、高井戸、荻窪のことにつきましては、私を通じてこの2署の生安課長のほうに連絡を入れますので、何かありましたら私のところにお話をいただければと思っております。よろしくお願いをいたします。</p>
子ども家庭担当部長	<p>委員の皆様、自己紹介いただきましてありがとうございました。</p> <p>それでは、今後とも活発な議論をどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。</p>
子育て支援課長	<p>では、大変申しわけございませんが、区長は所用があります関係で、ここで退席させていただきたいと思っております。</p> <p>引き続きまして、幹事の紹介に移ります。では、自己紹介をお願いいたします。</p>
	(各幹事、自己紹介)
子育て支援課長	<p>これから協議会の会長の選出を行います。会長につきましては、青少年問題協議会条例第3条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。本日、次第の後ろにこの青少年問題協議会条例と要綱について参考資料として配付させていただいておりますので、後ほど参考にご覧になっていただけたらと思っております。</p> <p>立候補またはご推薦のいずれでも結構でございますので、どなたか、我こそはと思う方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>立候補がいらっしゃらないようでしたら、推薦などもございますでしょうか。</p>
委員	<p>学識経験者である大竹委員、よろしくお願います。</p>
子育て支援課長	<p>皆様、今、委員から大竹委員を推薦がございましたが、皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>(拍手)</p> <p>では、ご異議がないようなので、大竹委員を会長として委嘱したいと思います。</p> <p>それでは、会長に選出されました大竹委員からご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>ただいまご推薦いただきまして、まことにありがとうございました。若輩者でございますけれども、また重責であり、大変重いというふうに思っておりますが、微力ながら私の力を何か役に立てればという思いでお引き受けさせていただきたいと思っております。</p>

	<p>この会議は、福祉と教育委員会も参加されているというところでは、本当にまれな会議、まさに、子どもの世界では福祉だけ、教育だけではなくて、これが両輪となって動かなければ子どもたちの福祉教育は動かないというふうに思っておりますので。そういった意味では、この会議は大変有意義な会議になるのではないかと、これからを期待しております。</p> <p>そういうふうなところで、先ほど区長からも挨拶がありましたように、今いじめの問題、そして貧困の問題、そして発達障害の問題、そして虐待の問題とたくさんの問題が子どもたちの世界にあります。そしてコルチャック先生は何と言っているかという、「子どもは未来を生きるのではなくて、今を生きる」というようなことを言っています。この子ども時代の今を我々は何とかなければ。田谷先生もおっしゃっていましたが、子どもたちに未来が持てるような、「今楽しい」という思えるような、この杉並区の子どものたちの生活を何とか支援していければと思っています。</p> <p>そして、そういう中であって、「親はなくても子は育つ」と言われた時代が、今は「親はいても子は育たない」と言われている中で何が変わってきたのか、まさに地縁、血縁、こういうようなものが崩壊してきた。そして、親も大事ですが、やはりそういった意味では実親以外の「地域親」という言葉がありますが、このような地域の方々が親がわりとなって子どもたちを支援していくことが子どもたちが育っていくというふうに思っています。</p> <p>そういった意味では、それぞれの各団体の方々が代表として、そして各地域に戻っていただいて、子どもたちの地域親というような立場で子どもたちをサポートしていただければ、杉並区の子どものたちにとって夢の持てるようになるのではないかとこのように思っています。</p> <p>今日の議題にもありますけれども、制度や法律もつくられてきております。しかし、そこでやはりネットはできたけれども、ワークができなければ子どもたちは救えません。そういった意味では、ここで皆様方が横のつながりもできて、そしてネットワークという形で動けるような組織となればいいかなというふうに思っていますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
子育て支援課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、副会長の選出に移ります。こちらは、条例第3条第3項の規定により、会長の指名によるものとされております。</p> <p>では、大竹会長からご指名のほうお願いいたします。</p>
会長	<p>私のほうからは、ぜひ田谷委員さんをお願いしたいというふうに思っております。いかがでしょうか。</p>
子育て支援課長	<p>ご異議がないようでしたら、拍手でお願いいたします。</p> <p>(拍手)</p> <p>それでは、副会長に指名されました田谷委員からご挨拶、一言お願いしたいと思います。</p>
副会長	<p>会長より指名いただきまして副会長となりました田谷と言います。改めてよろしくお願いいたします。</p> <p>会長の言うとおり、子どもたちにとって何がいいのかを本当に考えていきたいと思っております。特に保護司の方が一番ご存知だと思いますが、彼らが犯罪に走らないとか、明るい未来にいくために、先ほど親がいてもやっぱり子どもが育たないという時代の中で、それをセーブしているの</p>

	<p>は、子どもたちから聞くと、お友達であったり、地域の大人であったりします。特に保護司の方などの励ましが実はセーブになって「頑張らなくちゃ」と思っているのを聞くたびに、地域が支えなければ子どもは育たないというふうに感じています。</p> <p>その中で、いろいろな分野の方がいらっしゃいますので、力を結集して何かできればと思っていますので、そのための会議が運営できればとてもいいなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。</p>
子育て支援課長	では、会長、以降の進行をお願いいたします。
会長	それでは、まず議事に入る前に、まず事務局から連絡事項や資料確認等をお願いしたいと思います。
子育て支援課長	<p>では、簡単にご説明させていただきます。</p> <p>まず、本日は13名の委員の出席がございます。そして、委員半数以上の方の出席となっておりますので、杉並区青少年問題協議会の条例第4条第2号の規定により、協議会は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>また、本日の会議につきましては、会議記録の作成のために録音をさせていただいておりますが、録音した音声そのものは公表いたしませんのでご了承いただきたいと思っております。</p> <p>また、会議記録につきましては、発言者個人が特定されないよう発言の要旨を記録する形で取りまとめをさせていただきます。そして、この会議の記録につきましては、皆さんに内容を確認していただいた後に、区のホームページの中で公表していただくことにさせていただきます。</p> <p>(配付資料確認)</p> <p>では、初めて青少年問題協議会の委員となられた方々も多くいらっしゃいますので、まず杉並区の青少年関連事業の概要につきまして、児童青少年課、そして杉並区教育委員会の済美教育センターからご説明させていただきます。</p> <p>その上で、本日は、特にいじめ問題とニート・ひきこもり等の若者支援に焦点を当てて議題とさせていただきますと考えております。</p> <p>では、会長、議事の進行のほうをよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議事に入りたいと思っておりますが、本日議題のほうは3つございます。この3つについて、時間の中で審議していただきたいと思っております。</p> <p>まず、議題の「青少年関連事業の概要」について説明をお願いいたします。</p>
児童青少年課長	<p>資料1「青少年関連事業の概要(全体像)」をご覧ください。</p> <p>児童青少年課で行っておりますものを中心に、全体の概要をこれは網羅的に載っているものではなく、あくまで概要ということでご説明をさせていただきます。と存じます。</p> <p>資料1の一番最初のところですけれども、こちら杉並区で策定しております「杉並区保健福祉計画」、こちらのほうの概要になってございます。</p> <p>平成24年に、杉並区は新たな基本構想を定めております。この基本構想の中で、1つの目標、10年後の目標として「人を育み共につながる心豊かなまち」というものを掲げてございます。それに向けて、総合計画・実行計画等を定めておりますけれども、それとあわせて、その計画に沿うような形で保健福祉計画も定めてございまして。その概要の中で、1</p>

枚目のところに記載してございます基本的な方向性、また、それに伴う施策や目標といったものを定めて、それぞれの事業を計画的に実行するというものでございます。

裏面のほうにまいります。

次のページに進んでいただきまして、その計画ですけれども、この保健福祉計画の中では、それぞれの子ども・青少年に関する育成支援ということで、それぞれの施策・事業につきまして体系化してございます。その体系化したものがここに記載しているものでございます。

この中で、この10年間の総合計画、3年間の実行計画それぞれについて重点事業としているもの、また実行計画等に掲げてその中でまたさらに力を入れて実行していこうというもの、そうしたものについては、横に「実」または「重」という文字が入っているものでございます。それぞれの記載がございまして、それが3ページ以降のところになりますが、この体系付けたそれぞれの取組につきまして、簡単に概要をまとめたものが3ページ以降のものになります。

まず1つ目でございますが、先ほど区長のご挨拶の中でもございましたが、杉並区では平成24年度から「次世代育成基金」というものを創設してございます。

この次世代育成基金につきましては、次代を担う子どもたちのさまざまな経験・体験を通じまして、その将来の夢を描いて、それに向かって育てるよというということで、この基金を使った事業に参加支援をしていくというふうなものでございます。

基金に関しましては、区の財源のほか、多くの区民の皆様のご理解・ご賛同のもとご寄附をいただき、この基金そのものも大きく育てながら子どもたちの参加支援等に活用していこうというものでございます。

平成25年度につきましては、記載のとおり148名の子どもたちにさまざまな体験事業に参加をさせていただきました。

寄附のほうでございますが、昨年度につきましては、221件の寄附で、3,000万余のご寄附を賜りました。寄附の残高でございますけれども、現在9,800万円ほどになってございます。

今年度もこの5つの事業がございまして、これに加えまして、現在詳細を検討中でございますが、2020年のオリンピック・パラリンピック、東京での開催に向けて、将来のアスリート育成というふうなものも視野に入れながら、子どもたちの体育の体験というか、そうしたものをやっというということで、トップアスリート育成につながるような取組を1つ加えていこうというふうなことで考えてございます。

全体では、その新たに行うものの規模はまだ確定しておりませんが、現在の予定では160名以上の子どもたちに参加する事業を実施する予定でございます。

次に、特に児童青少年課で行っているのが、児童館、学童クラブの運営になります。

学童クラブにつきましては、もう多くの皆様のご承知のとおりかと思っておりますけれども、昼間留守家庭になる子どもたちの家庭にかわる居場所ということで、放課後に子どもたちをお預かりしているところでございます。現在学童クラブとしましては50カ所で設置してございます。このうち、児童館が全部で児童青少年センターを含めて42館ございまして、この児童館内に設置している学童クラブが38、小学校内で10カ所、それから、単独設置ということで2カ所の学童クラブを運営してござい

ます。今年度は、この4月に竣工しましたが、高井戸第二小学校の中に学童クラブが設置され、50カ所目が開設されたところでございます。

登録児童数でございますけれども、こちらは、近年の保育需要の増加、また、女性の社会進出などの背景に、やはり学童クラブ需要も大きく伸びてございます。そのこともございまして、4月現在でございますけれども、3,600名ほどの登録児童数を抱える状況になってございます。

この学童クラブにつきましては、ただいま申しあげました高井戸第二小学校の改築時に新たに設置をし、50クラブ目となりましたけれども、このような状況で学童クラブの需要が大きく伸びているということに対応するために、現在児童館内にあります学童クラブにつきましても受入枠を拡充するという事で、児童館の中の学童クラブの部屋、こうしたものなどの拡張工事等も行いまして、受入枠の増を図っているところでございます。昨年度は3カ所の工事を行い、また、今年度は6カ所の工事を行い、需要増に対応するというふうな取り組みをしてございます。

今後の方針でございますけれども、杉並区では施設再編整備計画というものを立てております。その中でもうたっておりますけれども、こうした学童クラブの需要増に対応していくということも含めて、また、行き帰りの子どもたちの安心・安全を確保するというふうな声もございませう。そうしたところも背景にしながら、今後は小学校内での設置を基本としながら整備を図っていくということで、現在10カ所で学童クラブ、小学校の中でも実施してございますけれども、こうしたことを今後基本としながら需要増に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

次のページにまいります。この学童クラブの中でそれぞれやっているところでございますが、民間学童クラブについても今2カ所の運営助成を行っております。

また、この学童クラブでは、きめ細かい対応ということでご家庭とのご相談にも応じているところでございます。

あわせて、この館内学童クラブというものもありますけれども、児童館の運営も行い、子どもたちの居場所機能ということでそれぞれ遊びの提供等を行っているところでございます。

この中で、児童館の中では、中・高生の活動についても支援を行っています。41の児童館の中で、7カ所の児童館につきましては地域中・高生委員会というものを設置してございます。そこで地域中・高生の活動を支援するという事で、それぞれの7つの地域で中・高生の活動を行ってもらっています。今年度も、それぞれもう既に活動を開始しているところでございますけれども、地域のお祭りであったり、児童館の行事であったり、さまざまところでこの中・高生の子どもたちが地域行事等の参加などで、協力やボランティア活動などといったところなども行っているところでございます。

それから、この中で、児童館の役割についても検証を図るということで、今回児童館の再編というものがございまして、こうした取組なども行っていこうというものでございます。

次に5ページ目でございます。

児童館の中でも、1つ、42カ所目の児童館ということで、「児童青少年センター（ゆう杉並）」というものがございまして、このゆう杉並なのでございますけれども、平成9年に中・高校生を対象とした児童館として設置したも

のでございます。

運営内容につきましては資料に記載のとおりでございますけれども、中・高生世代を中心とした居場所機能ということで行っているものでございます。

今回は、参考資料といたしまして、なかなかゆう杉並をごらんになる機会とか、実際に何がやられているのかということがあまり伝わりにくい部分もあるので、昨年度の事業報告を参考に皆様にお配りさせていただきましたので、後ほどごらんいただけたらというふうに思います。さまざまな中・高生の自主的な活動、また、職員側の方で企画したさまざまな行事、そうしたものなどを通じながら、子どもたち自身の自主性、また社会性を支援していこうと、それから、将来の職業意識ですとか、そうしたものなどにつながるような取組なども実施しているところでございます。

あわせて、支援の必要な子ども、特に学校などに行けていないとか、そうした支援の必要な子どもたちにつきましては、関係機関と連絡を取りながら、あえて、ゆう杉並を利用させて、そこでさまざまな子どもたちと関係をとらせるような、そういった取組なども行っております。

また、この中・高生の居場所につきましては、施設再編整備の中でも出しているのですが、新たな居場所というものを検討したいということでございまして、昨年度学識経験者や区に勤務する職員を含めた検討の懇談会をつくりました。この中で、中・高生の意見なども直接伺いながら、一定の考え方をまとめたところでございます。その考え方を踏まえまして、今年度以降、この中・高生の新しい居場所に関しましても、検討・具体化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

あわせて、今現在行っておりますこのゆう杉並の運営につきましても、見直し等を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

次の、障害児の充実ということなのですが、まず児童館では、障害児との交流プログラムというのを実施しております。これは、全ての館で行っております。ここでは、健常児と障害児とがともに遊べるプログラムなどを行いながら、さまざまな交流ができるようなしかけを行っております。

あわせて、学童クラブにつきましても障害児の受け入れをしております。全ての学童クラブで、4名までを特別支援児童ということでお預かりをするということにして、それぞれ受け付けております。今年度につきましては、4月1日現在で全部の学童クラブで、合計で128名の特別支援児童ということでお預かりをしているところでございます。

あわせて、重度重複障害児につきましては、高円寺北学童クラブでもって6名までの受け入れをしております。今年度は、現在4名の重度重複障害児をお預かりしているところでございます。

また、この特別支援児童に関しましては、なかなか通所が難しいというところもございますので、通所支援のためのボランティアなども募集をし、その登録に基づいて通所支援の活動なども支援してございます。こちらにつきましては、今年度は、このボランティアにつきましても11名の方々をお願いをしています。また、これ以外にも社会福祉協議会ですとか、そうしたところにもお願いをして、通所支援を行っているところでございます。

次に、青少年の成長支援の取り組みということで、こちらにつきましては、児童館、それからゆう杉並、また、児童青少年課全体の取り組み

	<p>としてさまざまな活動を行っているところでございます。</p> <p>この中でも、社会性の育成ということで、さまざまな懇談会、中・高生自身の声を聞きながらいろいろな取り組みを行おうということで、ゆう杉並を中心とした事業等の改善を図っております。</p> <p>また、先ほど次世代育成基金の取り組みの中にもございますけれども、友好都市との交流事業を小学生を中心に行っているところでございます。</p> <p>あわせて、中・高生を中心になるのですけれども、健康課題、また、性教育などを目的としたさまざまな取り組みを行っています。またあわせて「赤ちゃんふれあい事業」といって、小さい子どもたちとの触れ合いなどを通じた、将来の母親、父親になるときの気持ちなどを育む取組を行っています。</p> <p>あわせて、未成年者に対しては、飲酒・喫煙防止、こうしたものの取組も行っているところです。こちらにつきましては、児童青少年課だけではなく、教育委員会、また、保健センターなども一緒になりながらそれぞれの取組を行っているところでございます。この中では、更生保護団体との協力をいただきながら、きょうは保護司会の方にもおいでいただいておりますけれども、更生保護団体の方々と一緒に青少年の更生保護、また、非行防止につながる取組なども行っているところでございます。</p> <p>8ページ以降になりますけれども、本日開催しております青少年問題協議会のほか、それから、それ以外にも青少年の意識調査を実施したり、それから、将来の職業意識につながるようなアンケート調査なども行っています。</p> <p>あわせて、良い行いをした子どもたちを表彰する「青少年表彰」、こうしたものなども行いながら、さまざまな取組を実施しております。</p> <p>あわせて、青少年健全育成団体、こちらにつきましては青少年育成委員会などにつきましても活動の助成なども行って、地域での活動も支援をさせていただいているところでございます。</p> <p>児童青少年課を中心とした、大まかな事業についてのご説明でした。残り、教育委員会の部分がございますので、済美教育センターのほうからご説明をさせていただきます。</p>
子育て支援課長	説明の途中ですが、名簿の区立中学校PTA協議会選出の伊藤委員が到着されましたので、自己紹介をお願いします。
委員	仕事の関係で遅れましてまことに申しわけございませんでした。本年度杉並区中学校PTA協議会の会長をさせていただいております。よろしく願いいたします。
子育て支援課長	ありがとうございました。では、議題の説明について引き続き、よろしく願いいたします。
済美教育センター所長	<p>改めまして、こんにちは。私からは、教育委員会としての取組について、本日のテーマに合う部分でございしますが、具体的に少しお話をさせていただきます。</p> <p>まず、本日お配りさせていただきました資料が、資料2、資料3、それから、「杉並区教育ビジョン 2012 推進計画概要版」という薄緑色のものがございます。資料4につきましては、後ほどの資料になります。</p> <p>まず、教育委員会におきましては、平成24年度、この区の大きな計画とともに、「杉並区教育ビジョン 2012 推進計画」というものをつくっております。これは、これから先の10年の杉並の教育を見通したものでご</p>

ざいます。

1枚めくっていただいて、全体像というのがございます。

教育ビジョンの左側のところに「杉並区教育ビジョン」の基本目標とがここに書かれているところがございます。「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」、これが、これから先10年、2012年から10年ですが、杉並区の教育委員会、教育として目指していく方向とご理解いただければと思います。

この「共に」というのは、もちろん子ども同士であることはもちろんそうでありまして、親子関係もそう。それから、地域の方と子どもたちというのも含めて、全ての人たちが共通の目標、つまり子どもたちの健全育成、よりよい成長という1つの大きな目標に向かって、皆で当事者意識を持って取り組んでいきたいと思いますというのが、まさにこの杉並区の目指す教育の考え方でございます。

その取組をするに当たって、一番下に杉並区教育ビジョン、赤いところで「○」が書いてある推進計画に目標が、1、2、3・・・というふうにカラーで示されているところがございます。詳細は、観音開きを開いていただくと、右側に大きな「○」がたくさんありますが、本日のテーマから即しますと、一番大きくかかわっていくところが目標のⅢ、「個に応じた学び・成長をきめ細かく支えます」というところになります。

もちろん、子どもたちは一人ひとり違います。生まれた環境も違えば、育った環境も違う。そして、一人ひとり性格も違えば、身長・体重など身体的な部分についても異なります。その一人ひとりの子どもたちにきめ細かく接していく。そして、支えていくということは、教育にとって大きな役割であると考えています。

皆様方ご存知のように、子どもたちの課題はさまざまあり、一人ひとりに対応していくのはなかなか困難な状況ではございます。しかし、いろいろな施策、あるいは各学校での取組、それから家庭での取組などを通して、子どもたち一人ひとりが、自分の持っている特性や能力を最大限に発揮して、そしてその成長・発達を支えていく。そんな教育をしていくというのが教育委員会として、大きな柱の1つとしているところでございます。

教育ビジョンの詳細につきましては、後ほどこのリーフレットをまたご覧いただければ、教育委員会が目指していく方向がご理解いただけるのではないかと考えております。

それでは、資料2、資料3をこれからお話をさせていただきます。

最初に実態のほうをお話をさせていただきたいと思いますので、資料3、表組みになっているものをご覧ください。

大きく、本日お示しさせていただいているデータが、一番最初が「暴力行為」、2番目が「いじめの状況」、裏面にまいりまして「不登校」、この3つにつきまして、「平成24年度児童生徒問題行動等生徒指導上の諸調査」からお話します。これは日本全国全ての学校で行われている調査です。大体、年度の末から年度の頭にかけて、前年度のものを各学校が集計をし、それを最終的に国が取りまとめて発表していきます。

実は、今、25年度の調査を国がまとめている最中でありまして、まだ公表されておりません。ですから、国全体のデータ発表はされておりません。一応約束として、国のデータが発表されてからそれぞれ区市が発表するということになっておりますので、大変申し訳ないのですが、今日お配りしている資料は平成24年度までとなっておりますが、そこをご理

解いただければと思います。

暴力の状況についてですが、これは「暴力」というのは、子ども同士、生徒間暴力であったり、対教師暴力であったり、あるいは学校の中ではない暴力、さまざまな暴力があります。これは例えば数十年前の中学生、高校生のときに比べれば大幅に減少しております。これは、皆様方ご理解いただいている状況ではないかなと思います。

ただ、ここにもありますが、小学校で多少増加しておりますが、特定の児童が暴力行為、さまざまな支援を必要とする子どもたちがなかなか自分の感情を抑えきれずに、いわゆる「切れてしまう」という状況になっているところが、これは若干見られるところでございます。

いじめについて、今これは滋賀県の天津で数年前に大きな事件があり、教育委員会の対応ですとか、学校での対応ですとかさまざまな対応が問題視された大きな事件がございました。

実は、いじめについても、これはその事件ある・なしにかかわらず、毎年毎年各学校でいじめの状況を調査し、報告をしているところでございます。件数を見ていただいて、例えば23年度、24年度、中学校で大幅増になっているというのはご覧いただけますでしょうか。認知件数が104件から178件というふうになっております。もちろん、いじめというのは、限りなくなくしていく、ゼロに近づけていく、根絶していく取組というのはとても大事であります。各学校は、小学校・中学校、それから幼稚園も含めてですが、一生懸命各学校の取組を行っているところでございますが、残念ながらゼロになることはいまだかつてございません。

いわゆるどこまでをいじめとするかという、いわゆる基準の部分というのが、これも非常に難しく、教師の判断というのではなくて、「いじめられている」と、いわゆる「いじめられている子どもが精神的苦痛や肉体的苦痛を感じていれば、これはいじめである」というふうな、いわゆる文科省の定義をしております。

各学校は、その定義に基づいて調査をして報告をいただいているのですが、件数が増えているのはいじめが非常に増えているというふうに捉えることもできますが、見方を変えれば、学校が非常にアンテナを高く掲げ小さなものも見逃さないということの姿勢の1つだとも我々は考えております。

ですから、それをいじめを少なくすることだけに終始してしまいますと、これぐらいはいじめではないだろうという軽々に判断をしてしまったりすること、一番怖いのは、そういうことであって、いわゆる中に埋めずに表に出してしっかり対応していくということが我々は大切であるというふうに思い、済美教育センターを中心になってこういう調査をしておりますが、こういう調査のときには各学校に、「とにかく小さなことも全て報告をしてください。数に上げてください」ということで出しているケースが、このケースになっております。

不登校につきましても、これは非常に今子どもたちにとって大きな課題となっております、不登校にもいろいろな種類があります。

実は、その問題行動等調査などで、「長期欠席者」という調査がございます。「長期欠席者」というのは、年間30日以上休んだ子どもたちを「長期欠席者」というふうな定義にしております。

ですから、学校というのは1年間に40週以上ありますので、例えば毎週水曜日1回ずつ休んだとしても、これは「長期欠席者」になります。1か月丸々休んだ場合も、これも「長期欠席者」となります。もちろん

形態が違います。ただ、その長期欠席者の中には当然病気で入院をしてしまうとか、少なからず経済的な理由というのがあります。最近では保護者の心情で学校に通わせないという方もいらっしゃいます。その分フリースクールに行ったりとか、別の機関に通ったりしている子どもたちもいます。

さまざまな長期欠席者の中に理由がございますが、実際我々が不登校と数えているのは、その中でもそういった経済的なものや保護者の理由から通わせない子ども、病気の子、そういう子たちを除いて、30日以上休んだ子どもたちをカウントしているものがこの数でございます。

杉並区において、さまざまな対応をしてきていて、各学校が非常に努力をして、子どもたちに懇切、丁寧な、きめ細かな支援をしている結果、平成23から24年度については、これは減少しておりますが、これは各学校が頑張っていることだけではなくて、地域で支えていただいている皆様方ですとか、それから保護者の方々の本当に努力の賜物であると思っています。

ただ、なかなかこのまま減少していくかどうか、これはわかりません。それぞれ子どもたち、さまざまな悩みを抱えて、それから年々いろいろな課題が生じてきているというのが現実でございますので、これはできるだけゼロにしていくよう取組をしていきたいと思っています。

そこで、資料2のほうに戻らせてください。

具体的な教育委員会の取組ということで、一番上に教育ビジョン、これは先ほどお話をさせていただいた部分でございます。

その下に、「目標Ⅰ」、「目標Ⅲ」というふうに大きな「□」に書いてあって、今日はこの「目標Ⅲ」に準拠している部分がございますので、下のほうでお話をさせていただきます。

まず、「不登校」ですとか「いじめ」、非常に社会的な問題になっております。そうした不登校、いじめに対する対応ということで、教育委員会の取組をお話をさせていただきます。

まず、「教育SAT」と、「SAT」、これは「スクール・アシスト・チーム」という英語の頭文字をとった「SAT」ととってサット。教育SATチームというのを済美教育センターの中に平成19年度から設置しております。これは、いじめ、不登校だけでなく、各学校でのさまざまな課題に迅速に対応していく。そして、適切な助言をしていく。学校とともに問題解決に当たっていくということを大きな狙いとした1つの組織チームでございます。

この教育SATが、例えば各学校からいじめ、不登校の相談をいただいたとき、SATの何人かメンバーが、何人か学校に直接行って具体的な状況を聞いてみる。その状況の中には、学校に課題があるときもあります。それから、家庭に課題があるときもあります。そういったときは、なかなか学校が踏み込めないという実態もあり、必要に応じて子ども家庭支援センター、児童相談所、それから地域の民生委員、主任児童委員の方々との、いわゆる「ケース会議」という会議を設定し、今後の方針について確認をしていく。そういった取組がこのSATでございます。

大きな2つ目、「適応指導教室」というのがございます。これは、学校になかなか通えない不登校の子どもたちが、何もしないと引きこもってしまう、やっぱりこれは、子どもの社会性を育むために非常にマイナスである、適応指導教室というのを学校外につくり、そこに子どもたちが通う、といったことで、通ってきている子どもたちがいます。

中学校に現在2校、天沼中学校の敷地内と、和田中学校の近くのところに中学校の適応指導教室というものがあります。

小学校の適応指導教室、荻窪教室というのは、実は中央図書館の2階を今間借りしておりまして、これは全国でもまれに見る例で、いわゆる学校でない施設の中につくっているという、杉並の1つの目玉であるかと思いますが、学校に通えない子どもたちですから、なかなか学校という施設に抵抗のある子どもたちもいます。施設のにはちょっと手狭なところもあるのですが、図書館の中に置いています。

それから、スクールソーシャルワーカー、これは、スクールソーシャルワーカーという1つの職です。スクールカウンセラーというのは学校にいて、子どもたちの悩みを聞いていく、そして解決の支援をしていく仕事でございますが、スクールソーシャルワーカーというのは、そこから一步先に進んで、具体的な家庭に実際お邪魔して、子どもたちと今後のことについて話したり、保護者と相談をしたり、外で動いていく職ですね。スクールソーシャルワーカー、今国でもこういうスクールソーシャルワーカーをどんどん増やして、さまざまな課題を解決していくことが必要だというような提言もされているところでございます。

実は、これ以外にも、ちょっと上のほうには触れていますが、「杉並いじめ電話レスキュー」という、電話相談を昨年度から済美教育センターで始めております。フリーラインの電話も入れて、2回線、時間を決めて子どもたちからの電話相談、もちろん保護者からの電話相談というのを行っています。

それから、1つ宣伝させていただきたいのが、先ほど校長先生のほうからもありましたけれども、中学生のサミットという、本日お配りした資料の一番後ろに、このようなチラシが入っているかと思えます。

実は、これは、子どもたち、中学生が自分たちでいじめをなくしていく取組というのを中学生のサミットという形で、今度の土曜日、今年度実施をいたします。この会に向けて、中学生、各学校の代表の中学生が何度も何度も集まり、自分たちで考え、そして、考えたことを各学校に持ち帰ってもう一度話し合い、そしてまた集まり、ということをもう何回も繰り返しながら、実は今週の土曜日当日を迎えます。ここで中学生から提言が出されるのですが、昨年もしじめをテーマにしたサミットを行いまして、その中で子どもたちの中からいじめに取り組んでいくために、いじめをなくすためのさまざまな取組が提言され、今年も、それを受けて1年間かけて考えてきたことをここで発表させていただきます。

この取組は、その後、中学生が、生徒会サミットで話し合ったことを自分の近くの小学生に広めに行くのです。小学校の児童会などに行って、「中学校としてこういうふうに考えています」と、小中一貫教育をやっておりますので、そこに行って、小学生への協力というか、啓発をしていく。実は、中学生がリーダーとなって小学生に取組を広めていくことによって、中学生自身も成長していく。そして自分たちの意識を高めていく。そういった生徒会サミットというのを今度の土曜日に行うところでございます。

教育委員会におきましては、いじめにしても、不登校につきましても、当然暴力行為につきましても、限りなくゼロに近づけるよう努力しているところではございます。ただ、なかなか学校の力だけではうまくいかない、家庭の力だけではうまくいかない、地域の力だけではうまくいか

	ないところがございます。まさに、これこそ「共に学び共に支え共に創る」ということで、皆様方と一緒にこういった問題を解決できればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。
会長	ありがとうございました。今、いろいろ説明がございましたけれども、皆様からご質問やご意見等があれば、挙手をお願いして、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
委員	今電話相談とありましたね。大体どのぐらいの件数がありましたか。
済美教育センター所長	昨年度から実施をいたしまして、昨年度で全体で30件ぐらいです。ただ、受けたのが30件ぐらいで、実は、その電話をしたけれども、いわゆる1回でガチャんと切ってしまったりとか、無言であったりとか、いたずら電話だというものはほかにもあります。具体的に相談を受けたのは30件ぐらいというふうにご理解いただければと思います。
委員	そのときは、答えはちゃんと出していらっしゃるのですか。
済美教育センター所長	電話を受けているのが、いわゆる資格を持った相談員が受けておりますが、そのときの場ですぐ答えというのなかなか難しいものもあり、やはり一緒に話を聞いてあげて、そして解決の方策を探ると。 ただ、ほとんどが匿名で電話をしますのです、例えば「こういうことがあった」と言っても、「学校に言ってあげようか」と言っても、「いや、名前を言いたくない」と言っても、なかなかその先が我々の対応できないところもございますが、ただ話を聞いてあげるということは確実にできていると考えております。
委員	どうもありがとうございました。
会長	ありがとうございました。そういう子どもたちが聞ける場所というのはすごく大事になってきて、電話であったりとか。 九州あたりでは、児童館に、子どもたちが学校帰りに寄って行って、そこでいろいろ職員に話をして帰るといふのがあります。なかなか家に帰っても、親がいなくて話すことができない。そういう中、こういう電話であるとか、地域の中にそういう大人がいて話を聞いてくれると、子どもたちはそこでケアされる部分があります。ぜひこういった事業も杉並では継続して、充実していただければと思います。 それ以外、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。
委員	実は、きのう高円寺で、高円寺地域の保育園、児童館、子供園、私立の幼稚園の園長たちを集めて懇談を行ったのですね。さまざまなやはり保護者の問題というのが出てきました。 この青少年問題を考えるに当たって、やはり家庭と保護者というのは非常に大きなポジションにあるかなと思います。学校は教育委員会、児童青少年課に関してはこのような取組があるのですが、就学前の保護者が抱えている悩みというのも非常に多いと思うのですね。そういったところから、その悩みが解決できず、最終的には青少年の問題というところに至るところもあるかと思えます。 そういった部分で、就学前の保護者に対する区取組というのが何かあれば、教えていただきたいと思えます。
子ども家庭支援担当課長	就学前の取り組みでございますが、まず、保健センターで育児相談を実施しております。また、節目節目の乳幼児健診で、お子さんの発達や健康、保護者の健康に関する相談も含めた子育て相談を実施しております。 その他、子ども家庭支援センターでは、来所による相談のほか、「ゆう

	<p>ライン」という電話による相談専用窓口を設けまして、就学前に限らず、0 から 18 歳までのお子さん自身の悩みや、保護者の方から子育てや家庭に関する相談を実施しており、必要に応じて専門相談につないでおります。子ども家庭支援センターでは児童精神科医や家族心理士等による専門相談を行ってございますし、保健センターでも専門職による専門相談を実施しております。相談内容に応じて、これら専門相談のほか、他の機関による相談等にもつないでおります。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>若干ちょっと補足をさせていただきます。 今現在児童館を中心にして「ゆうキッズ事業」というのがあります。これは、主に乳幼児の親子の方々の交流の場になっているかと思えます。居場所として設立しています。 そうしたところで職員などもおりますので、親同士の交流もありますし、それから、職員が身近な、悩みの中でもかなり身近な子育てに関する相談みたいなのところもありますので、そうしたものなどにも応じているというふうなことがございます。 その中で、より専門機関につなぐ必要があれば、そこをご紹介していくというような対応もさせていただいています。 今後区としては、来年度から新しく子ども・子育て支援の新制度というものが始まります。そうしたところも踏まえて、新たに児童館機能の中から「子どもセンター」というものをつくろうとしています。これは、「(仮称) 子どもセンター」と呼んでいますけれども、この中では、やはり地域での子育てに関する身近な相談などにも応じながら、区内にそうした子育てに関する拠点を整備していこうと考えています。特に就学前の子どもたちと、その保護者の方々についての身近な相談場所、また、交流できて、お互いの親同士での悩みの話し合いとか、そうしたところができるような場所をよりきめ細かくやっっていこうというふうなことを考えて、今現在準備を進めているところでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>拠点ということなのですが、次のステップは、来れない人たちをどうするかということだと思うんですね。 例えば、先ほどのところだと、未受診。部署が違うからあれですけども、例えば1歳6カ月児健診、3歳児健診あたりの未受診がどれぐらいなのか。小・中学校あたりだと、所在不明児。在籍がわからないという、全国で705という数字が出ていましたけれども、これは杉並はどれぐらいいるのか。</p>
<p>子ども家庭支援担当課長</p>	<p>小中学校の所在不明児と乳幼児健診の未受診者の現時点での数は、今データを持ち合わせておりませんので、お伝えできないのですが、乳幼児健診の未受診者やすこやか赤ちゃん訪問でお会いできなかったご家庭への対応としては、基本的に、まず、保健センター保健師が電話や手紙、訪問、保育園等の在園調査等を行い、その過程で連絡がついた場合には直近の健診情報等をお伝えして受診勧奨を行い、必要に応じて相談等実施しております。 これら電話や訪問等ではご連絡がつかない場合には、地域の主任児童委員さんに訪問をお願いしまして、健診のご案内をしていただくとともに、主任児童委員は子育て相談をおこなっています、といった地域の主任児童委員さんの紹介をさせていただいております。 更に、それでもご連絡がつかない場合には、子ども家庭支援センターの職員が引き継いで、再度の調査、訪問、電話の他、児童手当や医療費、入国管理局への問い合わせ等実施していく過程で、お子さんの安全を確</p>

	<p>認して、健診や子育て支援サービス等の情報をお伝えし、必要に応じて相談を行うなどしております。</p> <p>先般、厚労省から「居住実態が把握できない児童」の調査がありました。区が実施している様々な事業の中で把握している「居住実態が把握できない児童の数等」の調査だったのですが、幸いにも本年5月1日時点での調査では、区は0件でございました。その点では、私どもも少し安心したところでございます。</p> <p>とはいえ、乳幼児健診は5か所の保健センターで毎月実施しておりますし、すこやか赤ちゃん訪問は日々訪問しております。そのような中で、なかなかお会いできない家庭もございますので、その都度今申し上げたような対応をさせていただいて、お子さんの安全を確認するとともに、支援が必要な子育て家庭への適切な支援に努めているところでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。わかりました。いいですね。</p> <p>それ以外、何かご質問等がございますか。大丈夫ですか。</p>
委員	<p>中学生の子の、今現在の課題として、サミットのことを先ほど伝えていただきまして、どうもありがとうございました。</p> <p>昨年度のサミットの中で、子どもたちが、親に「いじめのことを先生に相談しても、結局は無駄なんだ」という声を大きく上げたという中で、やはり子どもたちがそういう状況下の中で、学校で厳しく生活しているというのが、先ほどのいじめが増えているという実態にあらわれているのではないかというふうに思います。</p> <p>生徒会サミットというのは、ある意味一部の学校の中での子どもたちの活動であって、本来ならその子どもたちの活動が、全員の児童が同じ気持ちになれるようにどうやって推進していくかと思います。それから、やはり子どもたちが、区内で思いっきり遊ぶ場所がない。思いっきり公園でやりたいことができないというのは、PTAの会長の中でもいつも問題のことになっています。小学校が、小学生の子どもたちは遊ぶ場所があっても、なかなか中学生の子たちが遊ぶと地域に受け入れてもらえていない。そういう現状の中で、中学生の自己肯定感を上げるための具体的な、この居場所というのをどのように進めていくか教えていただければと思います。</p>
済美教育センター所長	<p>サミットの件、今おっしゃったとおり、もちろん生徒会サミットは、代表の生徒が出て、それが各学校に持ち帰り、各学校で共通理解をし、学校全体で取り組むということで今やっているところでございます。</p> <p>その取組方は、各学校独自工夫をしているところでございますが、できるだけ全ての子どもたちが共通の意識を持って取り組めるよう、そして、それがまた小学生に波及できるよう、そんな取組を進めていきたいと思っております。</p>
児童青少年課長	<p>特に中学生以上の居場所ですけれども、今現在中・高生を中心に運営できている児童館というのは、児童青少年センター、1館のみということでございます。その中で、今回昨年度の検討を踏まえて、新しい中・高生の居場所、中学生以上の子たちのいられる場所、そうしたものを具体化していこうということでございます。</p> <p>実際には、どこにということはまだ決まっておりません。ただ、施設再編とか、そうしたところから生み出される資源なども活用しながら、子どもたちの意見も踏まえ、その中でより子どもたちにとっていいところ、そうしたところを具体的に検討して整備をしていきたいと、今現在</p>

	のところは、そういう状況でございます。
会長	よろしいですか。ありがとうございました。 それ以外、何かございますでしょうか。
委員	例えば、電話相談。いじめの問題なのですけれども、いじめで電話がかかってきますよね。相談を受けたときに、どういう返事をしてあげているのか、ちょっとその辺を聞きたいです。よろしくをお願いします。
済美教育センター所長	対応は一人ひとり結構違うのですけれども、大方、状況を全部子どもたちから聞きます。その上で、まず先生に相談したか、大人に話をしたかというのを聞きます。子どもが「話した」というふうになれば、どういうふうに話したと。それでも解決できないようだったら、例えば「じゃ、こちらから何かしてあげようか」というふうになったときに、「いや、もういい。話したからいい」といって終わってしまう子もいます。 それと、「やっぱり話してほしいから」と言ったり、「また考えてから電話をする」と言って、考えて電話をする子もいたり、もうそれで切れてしまう子もいます。
委員	言葉のいじめってなかなか難しいなと思うので。学校に言っても、「いじめあるんでしょ」って言ったって、「ある」と言ってもわからない。それが発見できないのです。 だから、今統計とっているようではございますけれども、24年までしかない。だけれども、年に3回アンケートとっているようですよ。そうしたら、3回あったら、1学期でやるのか、2学期でやるのか、3学期か、こう分けて統計わからないですか。
済美教育センター所長	問題行動等調査というのは年1回の国の調査で、3回の調査は実は東京都がとっている調査です。実施自体、母体は違うのですが、もちろん同じように、例えばいじめとかということでやるのですが、実はその調査をとって、例えば子どもたちに聞き取りをした年度もあります。なかなか、例えば小学校1年生の子どもたちに聞き取ったときに、例えば隣の子がちょっとドンとやったとか、消しゴムをぼんとやったときにたまたまアンケートをとると、「いじめられた」という記述が出てくることもあります。 子どもたちは、特に小学生の低学年、中学年というのは、そのときの心情によって大きく実は調査が変わってきてしまう傾向もあります。 ですから、担任が年間何回とか継続的にとりながら、いわゆるその中で特に深刻なものをしっかり対応をしていくということを中心に行っています。
委員	どうもありがとうございました。
委員	まず、子どもたちの実態を考えたときに、今の子どもたちには、あまり制度とかできちんとした設備だとか、場所ということを提供するよりも、特に中学生においては、彼らたちに自主的にどういうところで集みたいとか、それから、どういうところが、自分たちに必要かということを少し考えてあげないと、今の私たち大人がイメージする子どもたちの自主的な居場所とかというのは、大分もう差が出てきていると思うのです。 いつもいつも準備万端で整えていることが、子どもにとって自分の自発的な自立を少し妨げているのではないかなと、このごろ思います。あまり聞き分けのいい大人だとか、いい大人にならずに、少し子どもたちの自立を促すような形での居場所づくり等を考えられたほうが、これが

	<p>らはいいのかなと思います。</p> <p>それと、先ほどのアンケートの件なのですけれども、数字が非常に化けていきますので、数字が果たして本質なことをうたっているかというのは多分違うと思うのです。特に中学生等は、書きたくないというお子さんもいるでしょうから、そこに明確に何件いじめがあったということが、なかなかそれは把握できない状況だと思います。</p> <p>私は、更生だとか、それから起きたことに関しては専門的な方たちのお力が大変必要かと思うのですけれども、これからの青少年のことを考えたときに、抑止力というのでしょうか、そこまで行き着かないことのほうを皆様でこれから検討しながら子どもたちと環境づくりをしたほうが、これからの子どもたちにとってはいいことではないかなと思っております。</p> <p>起きたことに関しては、専門的な方がと子どもたちの解決に携わってほしいのですが、その以前に抑止力を考えて皆様でそういうことが起きないように、この環境というものをつくるということに力を注いだらどうかと、皆様のご意見を伺って思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほどの、いじめで、文科省調査でいくと87%が「いじめられた」、そして「いじめた」というふうなことで、暴力を伴わないいじめについては、もうする・されるが入れ替わり立ち替わり行われているので、どれがというようなところはなかなか難しい。そういった意味では、皆様方からの抑止力という話がありましたけれども、やっぱりそういうような気持ち、嫌な気持ちだったということ語れる、聞いてくれる、そういった存在、大人。親が難しければ、やっぱり地域の中で、そういうように聞いてくれるような大人の人たちという、組織とかそういったものがすごく大事になっていくのかなというふうに思っています。</p> <p>あと、発達障害のところていくと、文科省調査で6.5%というような数値で、40人学級だと2.6人が発達障害だと疑われるという先生たちのチェックですから、そういうような疑われるということですから、一方では、そういうような落ち着きのないような環境で、そのようになってしまっているというようなこともあります。やはり我々は問題行動ではなくて、やはりそれは子どもたちのSOSであって、ときには子どもたちの表現行動だと。その裏側に何かあるのかという大人のそういうまなざしが必要になっていくのかなというふうに思っています。</p> <p>あと、もう1つは健全育成というような部分と、やはり忘れてはいけないのは、そこで届かない子どもたち、家庭をどう救っていいのか。相対的貧困が16.3%という数値が出て、一人親家庭の50%は相対的貧困に入っている。その中でも母子家庭は圧倒的に一人親が多いわけで、こういうような、つながらない、声が出せない人たち、子どもたち、家庭をどう救っていいのかというのも、もう一方では必要ではないかなというふうに思っています。</p> <p>そういう中で、次世代育成基金のところて、トップアスリート養成というようなことも1つ大事かもしれないけれども、もう一方では、そこに潜ってしまっているこういう子どもたちをどう救っていいのかというふうなところでも、この子どもたちも次世代育成ではないかなというふうなことを思っています。そういったことも含めて、総合的にこれから計画をそして支援をしていただければというふうに思っています。</p>
委員	<p>今、会長さんから、子どもは今を生きるというのをご挨拶で伺いまし</p>

	<p>てそのとおりだと思います。</p> <p>先だって、杉森中学校区の地域教育懇談会の中で、杉並警察署の生活安全課の工藤係長さんのお話がありました。それで、今までなかった、やはり携帯電話ですね。ビデオによりますと、食事も寝る間も惜しんで、相手に応えねばならぬ、応えないとルール違反になってしまうということ。現実に今中学生で、休み時間になくなって不幸な結果という、今その取組もというテレビも見ました。私が子育てのときは、受験勉強中いかに深夜ラジオを阻止するかというのがありましたけれども、今は、その携帯を中学生でどれぐらい持たせるか。または、小学生でも持たせて、全国的な包囲の中でもあのような誘拐的な事件も起こるとい、今までに考えられない新しいことにもうやはり大きく対応していくべきではないかと思ひます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。そのような話は、次のところでもつながって、議題の中に入っておりますので、そこの説明を聞きながら、また考えていければと思ひます。</p> <p>青少年問題関連事業の概要については、よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>では、続きまして、次の議題に移りたいと思ひます。</p> <p>本日の個別テーマの1つである、いじめ問題について、ネット被害防止の取組について、所管課からお願いしたいと思ひます。</p>
済美教育センター所長	<p>「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」ということで、概略をお話させていただきます。</p> <p>今ご指摘もいただきましたように、子どもたちの、いわゆるスマートフォン所持率、それから、携帯電話、スマートフォン、電話というよりも、ほとんどメールですとか、「LINE」と呼ばれるソーシャルネットワークワーキングサービスという、なかなか大人も理解ができない部分もあり、そういったいわゆるサイバー上の犯罪ですとかトラブルがここ数年急増しているのです。これが、今10年前とは大きく変わっているところでございます。</p> <p>「ネット依存」といって、いわゆる携帯を手放すことができない。トイレに入るときも、お風呂に入るときも、それを持っていないと、鳴ってすぐに返事をしないといじめられる。それから、ちょっと間違えてクリックしてしまった。興味本位で見てしまったサイトから高額な請求を受けてしまう。それから、「LINE」という、その友達のグループの中で、そのグループに入れてもらえない。知らないところで意地悪をされる。あるいは、個人情報勝手に流されてしまう。さまざまなネットに関するトラブルが今たくさんあり、うちの電話相談にも、教育SATのほうにもそういった相談が実は入っています。</p> <p>そこで、そういった問題を解決をしていこうというのが、この「すぎなみネットでトラブル解決システム」ということであります。</p> <p>実は、そういったトラブルを解決する1つの方策として、スマートフォン上のアプリと言ひまして、いわゆる1つのソフトを開発していこうという、杉並独自の取組でござひます。</p> <p>大きく3つの取組があり、赤色の部分、「メールの相談窓口」、先ほど電話の相談は行っているというふうにしりましたが、メールの相談というのを新たにここで開設をしてきたいと思ひます。</p> <p>それから、真ん中が、「ひやりハッと掲示板」、これは、子どもたち同士の情報共有の場でありまして、例えば「こんなことをやって、実はい</p>

	<p>じめられた」とか、匿名の掲示板なのですけれども、そういった情報提供ができるような場にしていきたい。</p> <p>最後が、「理解・啓発のため」、いろいろ子どもたちに知識として教える。大人も見ることができる。あるいは、万が一トラブルに遭ったときの対策の方法が書いてある。</p> <p>こういったものを子どもたちが、アプリというソフトをスマートフォンの中に入れて、子どもたちが活用できるようにしたい。これは今、年度内の開設に向けての準備をしているところでございますが、具体的に大人がつくって押しつけて子どもは使わないという状況は避けなければならない。</p> <p>そこで、中学生に実際に力を借りて、まだその段階ではないのですが、中学生から意見を取り入れて、中学生の意見をもとに、こういった杉並独自のものを今年度開発していきたいということでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。今「すぎなみネットでトラブル解決システム」について説明がございましたが、何かご質問やご意見等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>ネット関係、子どもたちもいろいろな事件に巻き込まれるという現状にあるかと思うのですが、実は保護者もそうなのですよ。この中でLINEをやられている方っていらっしゃいますか。</p> <p>現在の、例えば小学校の保護者30歳前後は、ほとんどやっています。そういったところで、もう面と向かわずに会話をするわけですよ。当然トラブルが起こる。「どこかに御飯を食べに行こう」、「もう忙しくていけない」、「あのお母さんは、もうつき合い悪い」と叩かれるわけですよ。結果的にどうなるかという、子どもを中心にしての集まりですから、子どもをそのグループから外してしまおうとするのですよ。そういうような現況が、やはり今保護者の間でも起こっている。それが、最終的に子どもたちへの問題波及につながるという部分があります。</p> <p>そういったことを行政が何とかするという事ではないのですけれども、そういう現状というのをぜひ統計をとるような形でも、情報収集をしていただければ今後につながっていくのではないかなと感じております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。何かありますか。</p>
済美教育センター所長	<p>このシステム、基本的には子どもを対象にして考えておまして、保護者のそういった話も伺っております。</p> <p>統計というところはなかなか難しいところではありますが、ただ、いろいろな学校からの情報を得て、よりよいものにしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>このネットに関しては、結局は親が与えたことによって起きることであって、今どの学校でもセーフティ教室ということで、子どもたちには啓蒙活動などをしてはいますが、携帯だけではなくて、音楽のものでも、プレーヤーでも、何でも実はもうネットにつながって、子どもたちが操作1つでこういう世界に入っているという実態把握事態が保護者になかなか進んでいないというのが現状かと思えます。</p> <p>実際、今もう中学校ではなくて、小学生の保護者が、与える前に全部それを知った上で、それを与えることによってどういうことが起きるかということがわからないうちに渡していることが大きな問題の原点にもなるのかなと思えます。</p>

	<p>あと、もう1つは、結局はネットでの会話ということの気楽さは、本来形式的なもので、上辺の問題であって、人と人とのかかわりというほうがもっと有意義なものだという実体感が子どもたちに体験として少ないがゆえに、余計そういうようなトラブルが起きたときの対処とかができなくなっているのではないかと思います。もっと子どもの実体験とか、そういうものに豊かな人とのかかわりということができるようなこともしていくことが大切なのではないかなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 小学校の現場ではどうでしょうか。</p>
委員	<p>確かに、今小学校のほうでも、もうネット、特にスマートフォン関係のことは大きいですね。小学校の高学年になりますと、やはり中学校で出ているようなと同じような、結局それをずっと持っていないと、LINEもすぐ返さないとというのは、確かに起きています。</p> <p>本校でもそういう実態が確かに高学年の女子等であって、それについては、保護者から出てきましたので対応はしたのですが、きっとまだ潜んでいるものってたくさんあるというふうに思っています。</p> <p>それで、親が買い与えないのが一番なのですが、なかなかその親の意識というのがばらつきがありまして、それを与えることによって何か親子の関係がいいような、ものを与えることによっていい関係になっているような、何ていうのでしょうか。そういう間違っただけの感覚を持っていらっしゃる保護者の方がいらっしゃいますね。</p> <p>どうやって防ぐかというので、今確かにこのスマートフォン等についてセーフティ教室等でやるのですが、実は会社のほうがまだ対応のマニュアルができていないというのが現状ではないかなというふうに思っています。携帯についてはあるのですが、スマートフォンについてどういう対応をするかというのはなかなかできていない状態で、お願いしても「ちょっとそこら辺は詳しくは」というところがありますね。</p> <p>実際、本校でも、セーフティ教室で、企業の方ではない方に来てもらってやったのですが、それは6年生向けだったのですが、非常に効果がありました。子どもたちの中に、負のスパイラルというのですが、答えに悪いことを返すと、どんどんどんどん悪い状態になっていくという。それを、よい答えを返すと、そこからもう次は進んでいかなのだというようにもなると、これは実際にやったことなのですが、これからそういう保護者の対応についてもありますし、子どもへもどういう対応をしていくかというのはもっと考えていかなければいけない。子どものほうが先に進んでいるという実態があるなというふうに思っています。</p> <p>ちょっと答えにはなっていないかもしれませんが、以上が実態のところでは。</p>
会長	<p>ありがとうございました。成功というか、うまくいったような取組があれば、そういったものが1つの小学校だけで終わるのではなくて、広がっていくといいですね。中学校の校長先生もいらっしゃいますので、中学校の現場はどうなのでしょう。</p>
委員	<p>中学校の場合は、もう大体の子どもたちは持っているのではないかと、いうふうに考えています。</p> <p>そのために、私は総務省が管轄する「安心づくり促進協議会」というのがございますけれども、そこの方々と一緒に動いているのがあって</p>

	<p>すが、とにかく子どもたちが、ガラケーというのですか。前の携帯のときには、ほとんどフィルタリングを親御さんからしてもらっていたけれども、スマホになってから、94.5%がフィルタリングしていないというのが、今の現状なのですね。</p> <p>ですから、それについてどういうふうにすればいいかということで、この前、1年生を対象に、4月10日に、そういう安心づくり促進協議会関係の方をお招きして、1年生を対象に、どういうふうにして携帯を使えばいいかという、そういう学習教室を90分開きました。</p> <p>結局、先ほどもお話がいろいろな方々からありますが、無料アプリから入って、LINEの仲間づくりをして、そしてそのLINEでとにかく子どもたち同士で連絡を取り合うと。先ほどもお話がありましたけれども、これは、お風呂とか食事だけではなくて、何と夜中1時、2時までやっている。そういうのがあります。本校の場合は、「早寝、早起き、朝ごはん」というのを徹底するというので今やっているのですが、そこで今現在3年生の男の子を中心として、いろいろそういうような問題が起きております。それで、1年生にも起きていたというのがわかりましたので、まず夏休み前に1年生にということで指導いたしました。</p> <p>それで、全体でまた11月8日に、また安心協の方とか、あるいはパソコン等で被害に遭った方をお招きして、「こういうような実態がある中で、君たちはどういうふうにLINE等を使えばいいのだ」というような感じで考える中で、その学習教室に参加させるという、そういうことを計画しております。</p> <p>実際に、親御さんたちに、検察庁からつくっていただきましたチラシを配りながら、お父さん、お母さんがご存知ない中で、先ほどどなたかが話がありましたが、子どもたちは先の先を読んでもうやっているのですね。ですから、それが結局いじめにつながるというのともわかっていながらもやっているというのが実態です。</p> <p>ただ、それを今から先は、「使うな」ではなくて、「どういうふうに使っていけば、問題なく、正しく使えるか」という、そういう学習教室が必要だと私たちは思っています。</p> <p>ですから、フィルタリングも、親御さんは全てにフィルタリングをかけようというふうな考えの方もいらっしゃいますけれども、そうではなくて、結局親子で話し合っ、「これはだめよ」と、例えば薬物はだめよとか、出会い系サイトはだめよとか、そういうようなのはフィルタリングをつけると。そうにしながらやっていかないと子どもたちは納得いかない。そうすると、結局親御さんの目を見計らって、いろいろな悪さのほうにつながっていくということになりかねないということで、とにかく、うまく、どういうふうに使っていくかというような形で、学校では、本校では指導しております。</p> <p>答えになったか分かりませんが、以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>現状ありがとうございます。いろいろ大変な状況になって、区としても、このようなシステムを今開発をして取り組んでいこうというようなこととそれだけでなく、先ほど小学校のほうからも話があったように、うまく運用できた。説明ができたというような、子どもたちに効果があったというような、そういったところを積み上げながら、全区的に取組ができて、防止ができればいいかなと。なかなか難しい問題ではありますが、一応区としてはこういったシステムをつくって、とりあえず取組をしていく。これだけではなくて、子どもたちに直接予防で</p>

	<p>きるような、自分たちで解決できるようなものも考えていかなければいけない。親子の問題、家庭の問題というのもありますから、本当にこの問題は根深く、広い問題ではありますので、これからも皆さん方の意見をまた伺いながら、対策を講じていければと。区としてはシステムをつくっていくというようなことですので、これから期待したいと思います。何か、これ以外にご質問がございますか。</p>
委員	<p>今スマートフォンに関しまして、持っているということが前提でお話をされていて、もちろん時代がそういうことですので。今朝も大人がいろいろなトラブルに巻き込まれているような報道もありましたが、やっぱりそれを持っていない子もいるというあたりの、説明の仕方というのは、慎重にしないといけない。持っていない子と、持っている子前提での話が、持てない子とか、先ほどの先生のほうからもお話がありました貧困の問題とかですね。それで、持っていない子がそういうことによって心が傷ついたりとかすることがないのかということところにも、ぜひ観点を置いていただけないかなというふうに思います。</p> <p>問題は、本当に、先ほど負のスパイラルとお話がありましたが、本当に単純に考えられないようなさまざまなことが交錯していて、本当に解決というふうにはなかなかつながりませんが、大人がいろいろなことに取り組んでいるという背中を子どもたちに見てもらう。それから、やっぱり言葉の問題もそうなのですが、基本的に人と人とのかわり何で何を大事にしていくのか、どんなことが大事なのかということは、本当に教育そのものの中で、子どもに伝わっていくようなことを皆で考えていかないといけない時代なのかなと。</p> <p>今原点という、大もとのところに戻らないと、形式の中の、使っている機器のものの使用の仕方だけでは解決できない問題もあるのかなというふうに感じました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。本当に、目黒区では所有率が、小学校5年生で58%でした。ですから、半分ちょっと。持っていない子どもたちは、またそこから除外されていく、差別されていくというようなこともありますので、そういう持っていない子どもたちに対してのケアというところも必要な視点ではないかと。</p> <p>あと、保護者の立場もありましたけれども、子どもなしで、親御さん同士でもいろいろな問題が出てきているということは、本当にどうしていったらいいのかということころでは、本当に我々の、先ほど背中を見せるというのがありましたけれども、そういった対応で考えていかなければいけないのかなというふうな気持ちがありました。</p>
児童青少年課長	<p>昨年、青少年実態調査というのをやっています、杉並区でも所有率は調べています。</p> <p>携帯電話とスマートフォンについてでいうと、中学生は65%弱ですね。女子のほうが多いです。7割を超えています。</p> <p>それから、高校生になると、携帯、これはガラケーも含めてなのですが、所有率としては95%を超えます。</p> <p>そういう実態調査の結果でした。</p>
会長	<p>ありがとうございました。貴重なデータありがとうございました。</p> <p>よく言われていたのが、ネットワークができて、SNSができて、「世界に知り合いができるのだ」と言っていたのに、やっているのは家の中にこもっていたという、誰ともつながっていなかったという皮肉な世界があったというようなことですが、こういうふうなことにならない</p>

	<p>いように。</p> <p>次の議題に移りたいと思います。個別テーマの2つ目、「生活困窮者自立支援法に基づく区取組」に入りしたいと思います。資料の説明をよろしくお願いします。</p>
保健福祉部管理課係長	<p>それでは、資料の5に基づきまして、私のほうから「生活困窮者自立支援法」につきましてご説明させていただきます。</p> <p>実はこちらの生活困窮者自立支援法は、来年の4月から日本全国で一斉に施行されるというふうな法律になってございます。</p> <p>ただ、残念ながらテレビや新聞でなかなか出てこない、出番が少ない法律でございますので、この機会を捉えまして皆様にご報告差し上げたいと思います。</p> <p>この法律につきまして、全体的な狙い、その中に含まれている事業、そして、杉並区ではどういうふうに行われていくのかというふうな、この3つにつきましてお話させていただきます。</p> <p>最初にこちらの法律につきまして、色刷りのほうを見ていただきますと、「生活困窮者自立支援法について」ということで、下に太枠で囲われております。ここが大きな狙いになってございます。「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため」ということで、生活保護に落ちないようにというふうな見方をすればそういうふうに見えますけれども、実際に今の日本がどうなっているかと言いますと、一般的な社会保障、いわゆる健康保険制度ですとか、それから、年金制度、そういった形で皆様の生活を支えていると。ところが、何かトラブルや事故があって、本当に生活が立ち行かなくなってしまうと、いきなり生活保護になってしまうというふうな、非常に二極化してしまっている。そういう世の中になっています。</p> <p>その間に、こういった生活困窮者自立支援法というふうなものをかませまして、できるだけ自分で自分の人生をつくっていけるような、そういうお手伝いができるような窓口をつくっていきましょうというふうなものが、この法律の眼目でございます。</p> <p>続きまして、2つ目の話としまして、この法律には一体どのような事業が含まれているのかということですが。</p> <p>資料の5のほうですっきりしていますので戻っていただきますと、支援法の対応をいうことで、(1)支援法に基づき実施する事業ということで、必須事業。これは日本全国で行われる事業。それと任意事業。その自治体によってやったりやらなかったり差が出てくる事業というふうに思ってください。</p> <p>必須事業としましては、「自立相談支援」、それから、「住居確保給付金」というふうな総合的な相談機能、それから本当に住むところがない人の事業、こういったものは最低限置きましょうと。</p> <p>次に、任意事業とございまして、「家計相談支援」、それから「学習支援等」、そして「就労準備支援」、「一時生活支援」というふうになってございます。</p> <p>こちらの事業につきましては、今度色刷りのほうを見ていただきますと、それぞれこの赤文字で事業名のほうが出ていまして、それぞれの説明がございまして。</p> <p>まず、「自立相談支援事業」というものは、基本的には総合的な相談機能となっております。そして、ただ相談するだけではなくて、その中で課題を分析して、課題を共有して、目標を立て、そしてその目標を実</p>

践するための支援というふうなものをつくって、一緒にそれを見ていくというふうな伴走型の支援をする窓口。1回だけの相談ではないというふうなものになります。

続きまして、同じく必須事業で、「住居確保給付金」。こちらのほうですね、本当に急に家を失ってしまった方の対応なので、本当に今すぐ、今日というふうなところでの対応ということでやる事業でございます。

続きまして、任意事業の中にいろいろございまして、「就労準備支援事業」というものがございます。こちらの一般的には、「離職しました。では、今日から次どうやって生活しましょう」というときには、ハローワークに行って仕事を探すというのが一般的ですね。ところが、中にはなかなかハローワークで仕事が見つからない方がいます。というと、基本的にハローワークは「こういうスキルを求めます」というのになかった人だけが取り上げられる仕組みになってございますので。そういった、まだ自分が整っていない、何か課題がある方につきましては、何かしらの支援をして就労ができる準備をさせなくてはいけないということです。そういった、例えば「社会性を上げる」ですとか、「挨拶ができる」ですとか、基礎的な就労のためのスキル、そういったものを整えていく事業というものをこの「就労準備支援事業」というふうに言っております。

次に、「一時生活支援事業」、これは今現在もやっているのですけれども、これは東京都全体でやっています、本当に住むところがないという人に住まいの提供です。これは、法律が変わっても今後も引き継がれ、大きな変化はございません。

続きまして、「家計相談支援事業」というのがございます。こちらが1つ肝になってございまして、実はその家計相談というものは、収入と支出のバランスが眼目なのですが、その収入が少なくなったときにいかに支出を抑えるか。支出を大きくしたいときにいかに収入を確保するかというところを1人でやっていくとなかなかバランスが整わず、結局失速してしまって家計が悪くなる。そういったところを長期的に支援するという施策でございます。

続きまして、生活困窮家庭の「学習支援事業」ですね。こちらのほうは、杉並区では今現在「居場所」事業としまして、福祉事務所で対応している事業がございます。こちらを拡大してやっていこうというところで、一般的な学習支援だけではなくて、生きていく目標の設定ですとか、またそういったことも支援できればと思っています。

また資料の5に戻っていただきまして、こういった事業でこの法律は構成されているということで、何よりも大切なのは、この「自立相談支援窓口の設置」ということが非常に重要を持っています。

実は国のほうでも、急にこれをやるのはなかなか利益がつかないので、この25年度、26年度という2か年を通じて、全国でモデル事業を実施してまいりました。そういった中で、こういう整理ではどうだろうというふうに出されたものが、この2枚目になります。

まず最初に、下の図になりますけれども、相談者がやってきて、こういった自立相談支援モデル。こちらの自立相談をまず最初にする。その中で、課題にあわせていろいろな事業を当て込んでいくというふうな流れでございます。なので、この自立相談支援というのは相談事業が非常に重要であることが、この図から伺えます。

次に、杉並区ではどうやってこれを実現していくのかという部分です。

	<p>杉並区としましては、この上の箱にある事業の全ての事業を行うつもりでおります。</p> <p>「一時生活支援事業」というのは、先ほど申しましたように東京都全体でやっていますので、杉並区独自の中には入っていませんけれども、引き続き、23区共通でやっという事でございます。</p> <p>下のほうの図を見ていただきますと、これが杉並区の大きな流れでございます。</p> <p>まず最初に、生活困窮者、杉並区のオリジナルの取組としまして、ニート・ひきこもりを含みます。今現在はお金がある、親御さんの年金で生活をしている。ところが、親御さんに何かあったときに、将来的に生活困窮になってしまう可能性の高い方。そういった方をこちらの流れの中に入れていこうと思っております。</p> <p>その方が、福祉事務所ですとか、いろいろな窓口に来て、こちらのほうの窓口に案内される。そのときに相談・プランニングというものが、その太枠の中で、ここが非常に重要だと思っております、非常にこの図の中でも力をかけている部分です。最初に「受付・状況把握」をして、「アセスメント」、それから本人の希望を聞き取った上での「プランニング」、そして、計画化していくということになります。その計画を継続的な支援をしながら、法律のほうで定めています「住居確保給付金」ですとか、「家計相談支援」というふうなものを組み合わせていくというふうな流れになってございます。</p> <p>なかなか紙に書いてあるとおりにには実際は進まないと思います。その中でステップアップをしながら、何度も何度もこの窓口を利用して、最終的には生活の自立を目指していくということを考えています。</p> <p>こちらの協議会につきましては、非常にかかわりがあると思われる部分は、生活困窮の中のニート・ひきこもりを含めている部分ですとか、学習支援事業というふうなところになるかと思えます。</p> <p>こういったところも、もしご意見としていただければ幸いですので、ご議論よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。国のほうでこういった法律がつくられて、区としてもそれに伴って、独自なものも含めてこのようなプランが考えられておりますけれども、今説明がありましたように、皆様方から、特に「ニート・ひきこもりも含む」というところは、区の1つの売りでもありますので、こういったところで、どうしたら支援できるのか、何かご意見やご質問等がございましたらお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>こちらに継続的支援と書いてあるのですが、これは継続というのは、どれぐらいの事を見越していらっしゃるのでしょうか。</p> <p>というのは、国庫金とかというのは、すぐはしごを外されてしまいますよね。それで、こういう事業が、国庫金が入らないがためにフェードアウトしてしまうということがままあるような気がしますので、この杉並独自で継続的とおっしゃっているもの。別に何月何日までとは必要ないのですが、どの程度のことをお考えになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思っています。</p>
保健福祉部管理課係長	<p>委員のご心配いただいたとおり、実は、国の補助金は当面の間は見込まれておりますが、将来にわたって出てくるというようなものではないというところがございます。</p> <p>ただ、そうは言いますが、法の趣旨から照らし合わせまして、杉並区も絶対必要な制度と思っておりますので、さまざまな工夫をしながら、</p>

	<p>事業につきましては、法律の存在する限り継続していきたいと思っています。</p> <p>こちらのほうにあります継続的支援というものは、その当て込む事業によって期間が変わってくるかと思います。就労準備であれば例えば半年ですとか、家計支援であれば3か月ぐらい当面いきましようですとかといった形で、経過観察や評価を相談員がしながら、本人の状況を把握して、もう杖を外してもいいかどうかの判断をしながらというふうな形で、一緒に経過観察をしながら支援していくというふうな意味合いでございます。</p>
会長	よろしいですか。
委員	<p>縦割りなので仕方がないと思いますけれども、先ほど子どもの支援のお金に何千万とお金が寄附が入ったりとかという、すごく私、違和感を感じるのですよ。原資って決まったものですから、やっぱりそれをある部分有効に使うというのが税金の使い方だと思いますので、子どもたちに一律にばらまくことを考えるのであれば、このような形での学習支援が私は必要かと思うのですね。そういうところを大変申しわけないのですけれども、縦割りだけではなくて、原資の使い方ということをもう少し検討していただくとありがたいなと思います。</p> <p>先ほどのプリントから見ると、すごく私、違和感を感じてしまうのですけれども、ぜひともこういうものに関しては必要だと思いますので、そのような形を考えながらお使いいただければいいかなと思っております。</p>
会長	<p>ご意見として伺っておきたいと思います。</p> <p>それ以外に、何かご質問ありますか。</p>
委員	<p>当該する方たちが、あくまでも本人が申請して相談してこない、この場合ならなかったときに。当該する方たちが自覚しないで、ただひたすら困窮者であることに対して相談しようと思わなければ、このサービスなりは活用できない。誰がどのようにブラッシュアップして、そういうニートたちになりかかっている、ひきこもりになっている家庭、抱えている家庭をこういう活動につなげるかというところは、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
保健福祉部管理課係長	<p>委員ご指摘のとおり、本当にそこは切実な問題になるかと思います。本人は課題と思っていない。ところが、家族は非常に重要な課題だと考えている。本人が窓口に行かない限り支援につながらない。そこは矛盾がございます。</p> <p>今回こちらのほうを対象に含めるに当たって、杉並区のほうでは、アウトリーチ、家庭のほうに出向くというふうな手法をまじえてやっぺいこうというふうに考えています。当然今までも、実はケア24と、介護保険の該当の方が来て。ところが相談の趣旨は、よくよく聞くと自分の子どもの50歳代60歳代ずっと仕事をしてこなかったお子さんの話だったりということがあります。そういった経験も踏まえまして、いろいろな角度で課題から入っていくと。ただ、アプローチはそこで終わるのではなくて、ご自宅に行き、お母さんの課題として聞きながらご家族の意見をいただくというふうな形で、できるだけ本人を引き出して、本人のしたいことや希望というふうなものを聞き出す。そして、それを実現するためにはどうしたらいいかというふうなスモールステップを見せていく。その中で、伴走的支援で、「じゃ、それができたね。次はこれをい</p>

	こうね」というふうな形で支援していく。そういった形でやっていくというふうに思っています。
委員	現時点で、区内のニート・ひきこもりがどの程度の人数がいるかというこの実態把握はできているのでしょうか。
保健福祉部管理課係長	<p>実は、この数字が正直つかまえておりません。ニート・ひきこもり自体が社会的な課題ではあるというふうになっていても、具体的な行政窓口に対しての直接的な窓口がないので、なかなか数字として把握しづらいというふうな部分がございます。</p> <p>ただ、今までの学校教育ですとか、就労につくというふうな形からいきますと、相当数が対象になるのではないかというふうに思っています。</p>
委員	<p>実際は、親御さんに関しても、ひきこもり自体をいいとは思っていないけれども、何かしらまだ親のほうに財政があれば、それをよしとしてしまい、最終的には就労できない子どもだけが残って、最後大変な思いをするという不安を抱えながらいるかと思うのですが。それを解決するにも、やはりプライドがあったりとか、いろいろなことがあって、SOSを出せないのが現況なのかと思います。そこをどのように、そのSOSをきちんと出してキャッチできるようにするかというところが、きちんと仕組みなりができなければ、その後ができてもしようがないのではないかなと思うのですが。</p>
会長	<p>ありがとうございます。民生児童委員さんとか主任さんとか、この場にはいらっしやらないですが、最近NHKで話題になっているコミュニティワーカーではないけれども、社協あたりの人たちは、地域の中をどう拾って、そういう人たちが相談できるような気持ちになっていけるのかという、そういった活動も必要になってくるのかなと。</p> <p>あと、予防的などころでいくと、学校にはスクールソーシャルワーカーがいて、今、就学援助費が全国的には16%ぐらいの子どもたちが、生活保護まではいかないけれども、グレーゾーンの子どもたちがいる。PTA会費とか給食費を国のほうで払うというのが16%ぐらいということは、6人、7人に1人ぐらいが援助費をもらっているというところなんです。その親御さんは、もう大変な状況になっている、そういったところもチェック、発見のところにもつながっていくし、やはり、ここは世代の断絶ではないけれども、やっぱり連鎖を断ち切っていくというところできると、そこへも支援をしていく。足立区あたりで、生保家庭の子どもに「あなたの将来は、夢は何」と聞いたら、中学生の男の子が、「僕は、将来はお父さんとお母さんと同じように、生活保護をもらって暮らしていきます」と、もう中学生から言うてしまうのです。もうモデルが親しくない、もう希望も、勉強する意味もない。生活保護をもらっていけばもういいのだというふうな。ですから、そういった意味では、先ほど一番最初に副会長が言ったように、やっぱり子ども時代に夢だとか希望が持てるような、やっぱり地域でサポートできるような、そういう体制ができればいいという気がしています。</p>
副会長	保護司の方にお聞きしたい。
会長	保護司というような立場でこういった法律もできて、活用できるのではないかなというふうに思うのですが。
委員	そうですね。やっぱり親の犯罪ということで、小・中学生は施設へ入ったりとか保護のほう、高校生になると、そういう施設を出て1人で生活すると生活保護。福祉事務所との関連で、三者で話し合いをして、何

	<p>件もありました。中学生でもやっぱり親のほうがということで、福祉事務所との話し合いをします。生活できない子は、やっぱり施設のほうへ小学生は入るようになってしまいます。高校生ですと学業もありますから、施設のほうから学校へ通っているということもあります。あと、両親が離婚して、要するに父子家庭とか、母子家庭という家庭もすごく多いですね。そうすると、お父さんのほうが就労のほうで生活できないということで、生活保護を受けて子どもをやはり。</p> <p>結局今度親のほうが生保護を受けながら、子どもの給料を当てにしてというみたいな問題で。やっぱり子どもは一生懸命、何というのかしら、レベルをもっとアップして、「こういうふうにしたい。ああいうふうにしたい」と一生懸命やるのですけれども、親のほうに足を引っ張られてしまう。「じゃ、こうしようね。ああしようね」って、相談だって監察官なども「こうしたら」と教材なども提供してくださったり、一生懸命やるのですけれども、親のほうがどうしても乗ってこないということで、ばらばらという家庭がとにかく多いです、最近は。</p> <p>今、脱法ハーブの問題もありますし、子どもたち自身が「脱法ハーブって、覚せい剤もちゃんと薬が入っているのだからやめなさい」と言うのですけれども、わからないのですよね。私のほうへ面接に来るときも、「きょうは眠いんだ」って言って来るから、「どうして眠いの」と言うと、やっぱりそういうのをやっていて、もうろうとして来る場合もあるし。それで、警察の方に相談しますと、やっぱり取り締まりもなかなか親が「こうしてください」と言わない限りは、きちんとあれはできないと。事件を起こして、杉並さんのほうでもお世話になったり、中野の警察さんにお世話になったりしていましたがけれども、今はちょっとお母さんの問題もありまして、1人お母さんが生活していて、母親が生活するということは、1人で大変なのだから、お母さんの気持ちもよく理解して、パートをしながら、子どもたちは施設に入っているのですね。父親もちょっと生活保護を受けたりして、家族が全部ばらばらなのですよね。</p> <p>だから、そういう問題も、やっぱり地域でやっていかないと、保護司さんだけではだめなのかなという感じをしております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。きょうの議題の3番目は、こういった国のほうで法律がつくられて、そして来年の4月からスタート。それに対して、区としても独自なものも含めて計画を立てているというようなことでご説明がありましたので、次回以降の会議で、こういった動きを踏まえながら、また皆様方からいろいろな意見が伺えればいいかなと思います。よりよい、住みやすい杉並を目指して、皆様からのアイデアをいただければというふうに思います。</p> <p>司会が不慣れで、時間が過ぎてしまいました。それでは、質疑のほうは以上としまして、事務局からその他連絡事項等があればお願いしたいと思います。</p>
子ども家庭担当部長	<p>きょうはありがとうございました。</p> <p>皆さんの貴重なご意見を整理をしてみたのですが、まず議題1のところでは、いじめの問題に関連して、中学校から地域の小学校にきちんと伝えていくということも含めて、全体の認識をいかに深めていくのか。こういった取組に地域の力も借りながらいかに進めていくのかというのが重要だというところが大きなポイントだったと思っています。</p> <p>また、さまざまな子どもや保護者、家庭に対する相談については、就学前からきめ細やかに、身近な地域で相談しやすい環境をいかにつくっ</p>

	<p>ていくのか。電話という手段もあるけれども、フェース・トゥ・フェースも重要なので、そのための地域の子育て支援拠点づくりが必要だと思っていますので、そこは今後、区として（仮称）子どもセンターを計画的に整備していきたいと考えています。</p> <p>また、中・高校生、中学生以上の居場所づくりについても幾つかご意見をいただきました。ご意見にもあったとおり、こういったものを具体化するに当たっては、やはり当事者である中・高校生の、主体的な参画が必要とのご意見をいただきましたので、今後の進め方の中で十分意を用いていきたいと思いました。</p> <p>また、議題2に関連して、やはり大きなポイントだと思ったのは、機器の使用のルールだけではなくて、人と人とのつながりということも含めて、何が大切なのかをみんなで考えていく、地域で考えていく、親も一緒になって考えていく。そういった環境をいかにつくっていくのか、大きなポイントだろうと改めてお話を聞いていて思いました。</p> <p>最後に、議題の3でございますけれども、区独自にニート・ひきこもりなどを対象にして取り組むということの意義は共通認識できたと思いますが、そのためには、いかにそういった方々を相談支援につなげていくのか、SOSのキャッチの仕方も含めて、そこをきちんとやらないと、絵に描いた餅になりかねないといったご意見を参考に今後の具体化検討を進めていく必要があると考えています。</p> <p>以上です。どうもありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力ありがとうございました。感謝申し上げます。</p> <p>それでは、これもちまして、第1回の青少年問題協議会を終了させていただきます。お疲れさまでした。</p>